

報告第4号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年6月13日提出

渋川市長 高 木 勉

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和6年2月5日午後6時57分ごろ、渋川市石原1318番5地先市道1-3724号線交差点において、建設交通部土木維持課職員運転の公用車（群馬480ぬ5399）が西側から同交差点に向かって走行し、一時停止をするためブレーキをかけたところ、積雪によりスリップし、北側から直進してきた[]氏が運転する軽自動車（[]所有者[]氏、使用者[]氏）と衝突したため、同氏が負傷し、双方の車両が破損したので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和6年5月8日

渋川市長 高 木 勉

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉

乙 []

- (1) 甲は乙に対し、治療費50,771円、慰謝料25,800円、車両修理費363,000円、レンタカー代280,500円、総額720,071円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

720,071円